

第5章 市民活動促進に関する市の基本的施策

1 市民活動全般にかかわる支援策

「周南市市民活動グループ実態調査」を踏まえ、情報、資金、人材、活動場所の4つの活動資源が、市民活動に提供される仕組みの構築に努めます。これにあたっては、行政からの直接的な提供のみではなく、市民や企業から、そうした活動資源が提供されることを促す必要があります。

(1) 活動資源に関する支援

① 情報支援

市民活動グループがそれぞれの活動を円滑に進めていくためには、活動諸資源にかかわる情報を容易に入手できたり、活動情報を発信しやすいような仕組みが整備されていることが望ましいと言えます。このため、市民活動に関する情報を収集し、インターネットなどの広報媒体を通して、有効な情報提供に努めます。また、本市関係の広報媒体を利用した市民活動情報の発信機会を提供するなど活動の社会的認知を促進する機能の充実を進めます。

② 資金助成

市民活動グループ実態調査では、約半数の市民活動グループが、行政による活動資金の助成を求めています。

一方、市民活動グループが行政から独立し、自立して活動を展開することにより、市民活動の持つ柔軟性・多様性といった特性が遺憾無く発揮できることから、行政が活動資金を助成する場合は、その自主性・自立性を損なわない範囲で限定的に行うことが重要と考えられます。

このような考え方のもとで、新たな市民活動助成制度等について検討を加えます。

また、市民活動支援センターにおいて、民間も含めた資金助成に関する情報の集約に努め、活動資金についての相談・情報提供機能の充実も図ります。

③ 市民活動を担う人材の育成

市民活動グループ実態調査によると、人材の不足やメンバーの高齢化といった問題に悩んでいる団体が多く見受けられます。このため、団体間の交流を支援したり、人材情報を蓄積・提供することによって、市民活動グループが新しい人材を確保しやすい環境づくりに努めるとともに、現に活動している人々の力量をよりレベルアップするための研修機会の充実等を図るなどの側面的な支援を行います。

④ 市民活動の拠点となる活動場所の確保

市民活動支援センターが、市民活動の拠点として、ますます多くの市民に利用され、その役割を果たしていくため、現行の開館時間や備品等の使いやすさ、空間のレイアウト、センターへの交通手段が限られている人の利用問題等について、将来の運営形態をどうするかといった問題とともに検討を加えていきます。

また、市が管理するその他の公共施設について、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、より効率的で効果的な管理運営を行うことを目的に施設の設置目的の変更等をも含む見直しを進めます。

特に、地区の特性を生かしたまちづくりの拠点となる施設として、鹿野地区においては、「コアプラザかの」を、山口県の所有する宿泊施設であった旧鹿野グリーンハイツを改修し整備するとともに、熊毛地区においても、「(仮称)コアプラザ熊毛」を、熊毛総合支所の空きスペースの活用を主体に整備し、地区住民のみならず、市民活動グループにとっても利用しやすい活動の場所の確保を目指します。

(2) 市民活動に対する支援の気運醸成

市民活動を支援するのは行政のみの役割ではありません。社会の中で市民どうしが相互支援していくことが非常に重要であり、また、企業が「企業市民」としてその役割を果たしていくことも大切です。

こうしたことから、本市は、市民や企業などによる支援の気運が高まり、行政が講じる支援策とあいまって、相乗的な効果を発揮できるように、普及・啓発に努めます。

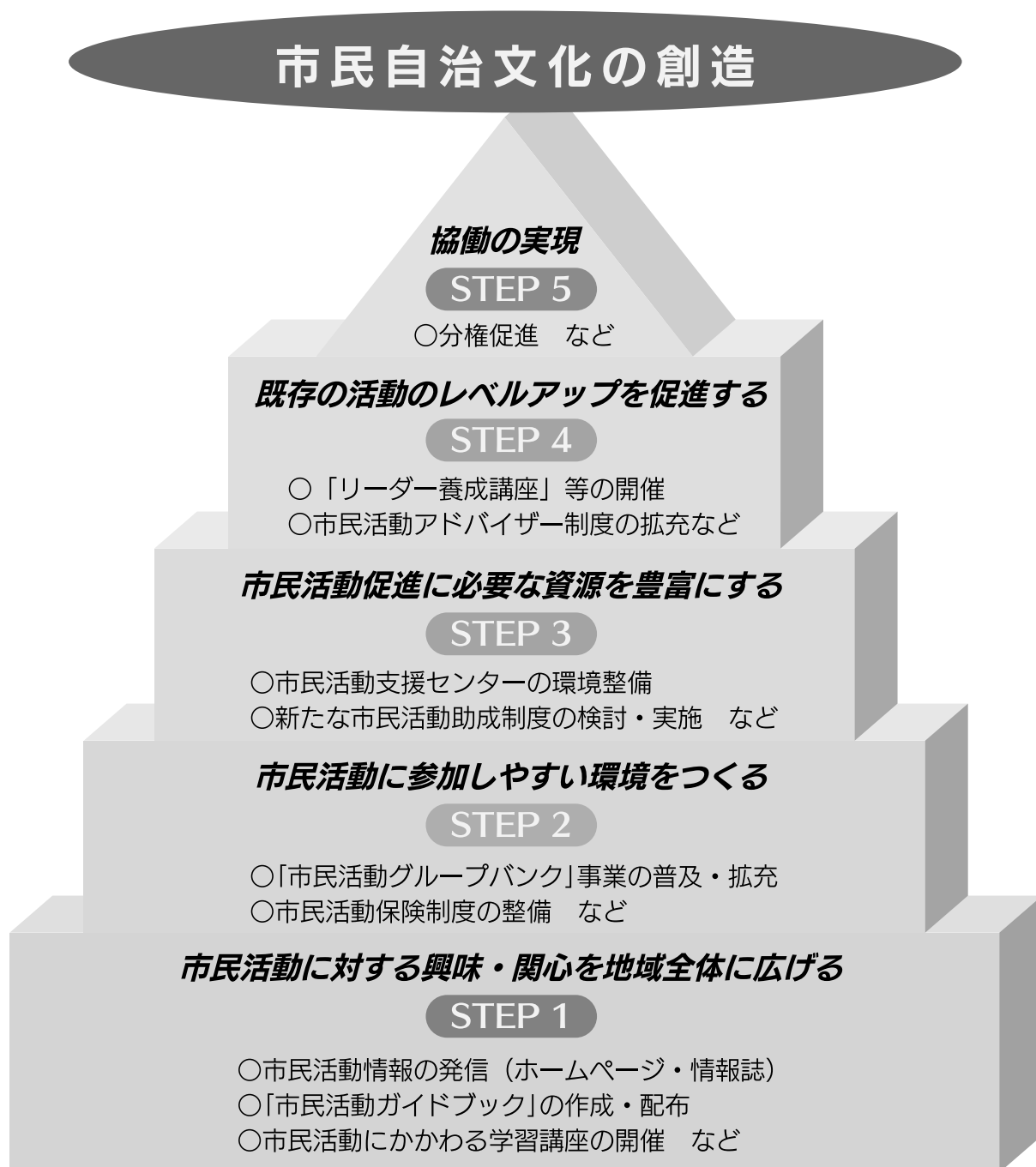
(3) パートナーシップ確立のための環境整備

市民活動グループは、まちづくりにおいて行政とは異なった役割を持つ対等なパートナーであることから、市民活動との連携・協働をより進めていくため、市民活動グループへの分権促進や、市民自治の観点から、市政に対する市民の参画機会の創出、さらには市民活動支援を円滑に行うことのできる庁内体制整備などに努めます。

2 市民活動促進に向けた取り組み（施策の体系と内容）

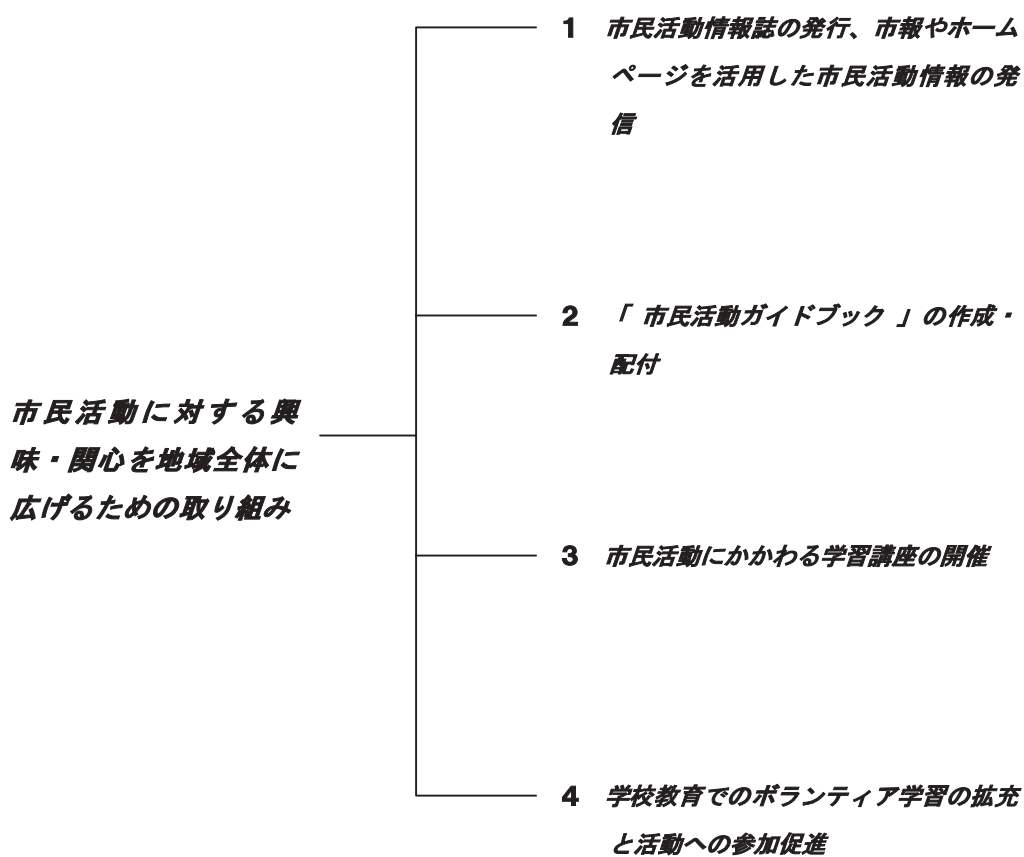
市民活動全般にかかわる支援策として、前節で大きく3項目をあげましたが、市民活動促進に向けて取り組むべき事項は、どのレベルの活動に照準を合わせるのか、あるいはどのような人々を対象にするのか（いわば市民活動の水準）によって異なります。そこで、ここでは改めて、市民活動促進に関する施策を5段階に分けて具体的に整理します。（図18）

【図 18】 市民活動促進にむけた取り組みの概念図



(1) 市民活動に対する興味・関心を地域全体に広げるための取り組み **【STEP 1】**

市民活動の意義や楽しさ、市民活動グループの概略などを、広く市民に知ってもらい、市民活動に対する理解や関心を高めてもらうための取り組みを進めます。



【 施 策 】

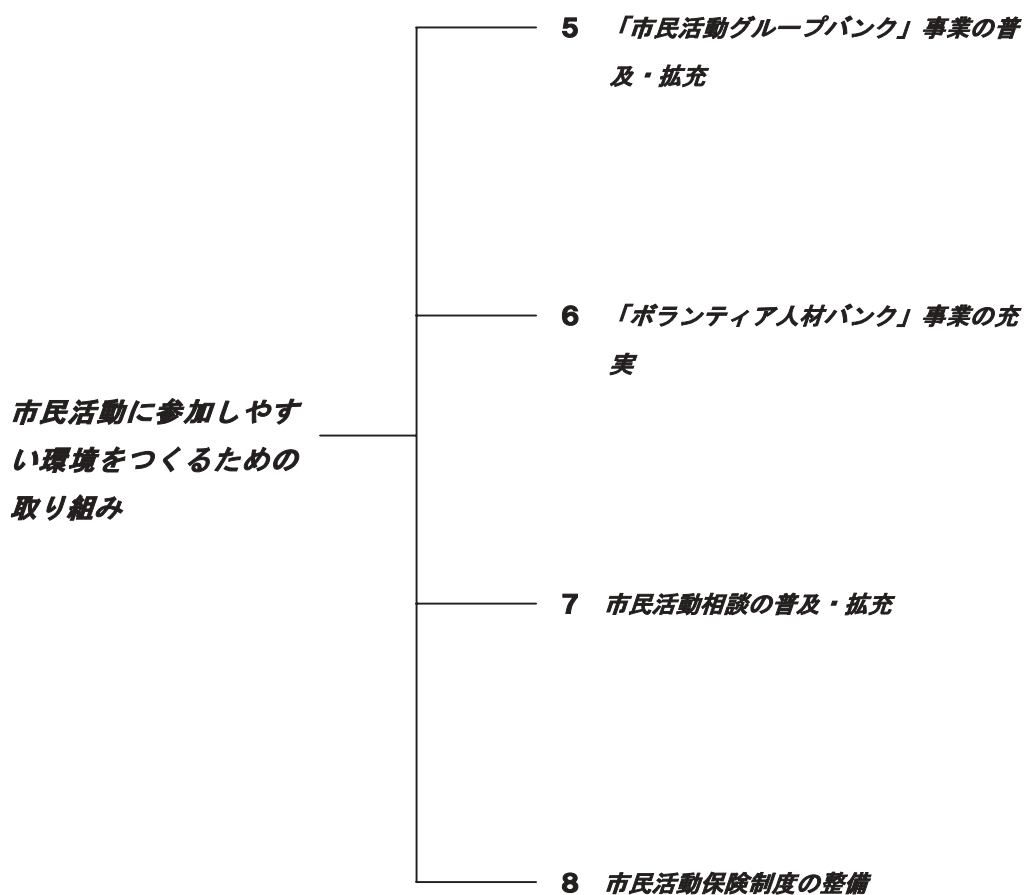
NO.	取り組み項目	内 容	主な関係課
1	市民活動情報誌の発行、市報やホームページを活用した市民活動情報の発信	<p>本市関係の広報媒体において、市民活動グループの活動内容の紹介や、活動資源に関する情報の提供を行うなど、積極的な情報発信に努めていきます。</p> <p>特に、市民活動情報誌「YUI」や支援センターホームページでは、取材等に基づく市民活動グループの活動紹介や、イベント情報、助成金情報等をタイムリーに提供していきます。</p>	<p>市民活動推進課</p> <p>全庁</p>
2	「市民活動ガイドブック」の作成・配付	<p>市民活動グループの情報（代表者名・連絡先・活動内容等）や、市民活動に役立つ情報等を掲載したガイドブックを作成します。</p> <p>なお、作成にあたっては、継続的に掲載内容の確認を行うことにより、信頼性の高い情報収集に努め、3年周期を目処に改訂します。</p>	市民活動推進課
3	市民活動にかかわる学習講座の開催	<p>市民活動の定着・発展につながる、市民活動リレー講座、生涯学習センターラーニングアップ講座等の学習講座を実施し、より多くの市民が気軽に市民活動を体験・学習できる場と機会を提供します。</p> <p>また、団塊世代の方々が、退職後も、地域に愛着を持ち、自らの知識・経験を地域づくりに生かすことができるように、様々な学習講座を提供します。</p>	<p>市民活動推進課</p> <p>生涯学習課</p> <p>全庁</p>
4	学校教育でのボランティア学習の拡充と活動への参加促進	<p>豊かな体験活動を通して児童生徒の道徳性の育成を図るとともに、人間関係力や社会に参画する態度、自治的能力を育成するため、小・中学校における総合学習や道徳教育において、参加体験型のボランティア学習を積極的に取り入れ、児童・生徒の学校活動や地域活動への自主的・主体的な取り組みを促進します。</p>	学校教育課

(2) 市民活動に参加しやすい環境をつくるための取り組み

【STEP 2】

市民活動に関心を持った人が参加しやすい環境を整えます。そのため、まず、市民活動グループやボランティアについての情報や、市民活動グループが実施するイベント情報等を簡単に入手できるシステム整備に努めるとともに、活動に参加したいがどうしたらよいかわからないという人のために、市民活動支援センターの相談機能をさらに拡充していきます。

また、より多くの市民が安心して活動に参加できるように、市民活動保険等の制度的条件を充実します。



【 施 策 】

NO.	取り組み項目	内 容	主な関係課
5	「市民活動グループバンク」事業の普及・拡充	市民活動グループの情報（代表者名・連絡先・活動内容等）を収集、データベース化して広く公開することによって、これから市民活動を始めようと考えておられる方々への参加のきっかけづくりを行うとともに、市民活動グループの組織強化、グループ間のネットワーク形成を図り、市民活動を促進することを主な目的とした「周南市市民活動グループバンク」をさらに普及・拡充します。	市民活動推進課
6	「ボランティア人材バンク」事業の充実	<p>仕事や趣味などを通じて得た知識・技術などをお持ちの方で「指導、助言、講演」などができる方を市民の財産として登録していただき、その知識・技術などを社会の様々な場面で生かしてもらえるように、それを必要としているグループに紹介する「周南市ボランティア人材バンク」を充実していきます。</p> <p>具体的には、本市が主催するファシリテーター養成講座等の専門性の高い学習講座の修了者を対象に登録を進め、登録者に対しては、講座で学んだスキルを生かせる場や情報を積極的に提供する等、より実践的に運用できるように充実を図ります。</p> <p>※ ファシリテーターとは 人と人が集う場で、お互いのコミュニケーションを円滑に促進し、それぞれの経験や知恵や意欲を上手に引き出しながら、問題解決や合意形成を容易にしていく役割です。</p>	市民活動推進課
7	市民活動相談の普及・拡充	<p>市民活動グループ情報や助成金情報、ボランティア募集情報など、市民活動に関する情報を集約し、市民活動を始めようと考えている方々や、すでに活動している方々の様々な相談に対応します。</p> <p>また、NPO法人化やNPO法人認証手続などに関するより専門的な相談に対しても、県や県民活動支援センターと連携しつつ対応していくことにより、市民活動支援センターとしての相談機能を充実していきます。</p>	市民活動推進課

8	市民活動保険制度の整備	より多くの市民が安心して活動に参加できるように、市民活動に伴うリスクを分散し、市民が安心して活動に参加できる市民活動保険制度を整備し、制度の周知に努めます。	市民活動推進課 総務課
---	--------------------	--	--------------------



【写真】市民活動支援センターホームページ

※市民活動グループバンク等のデータベース検索ができます。



【写真】市民活動ガイドブック

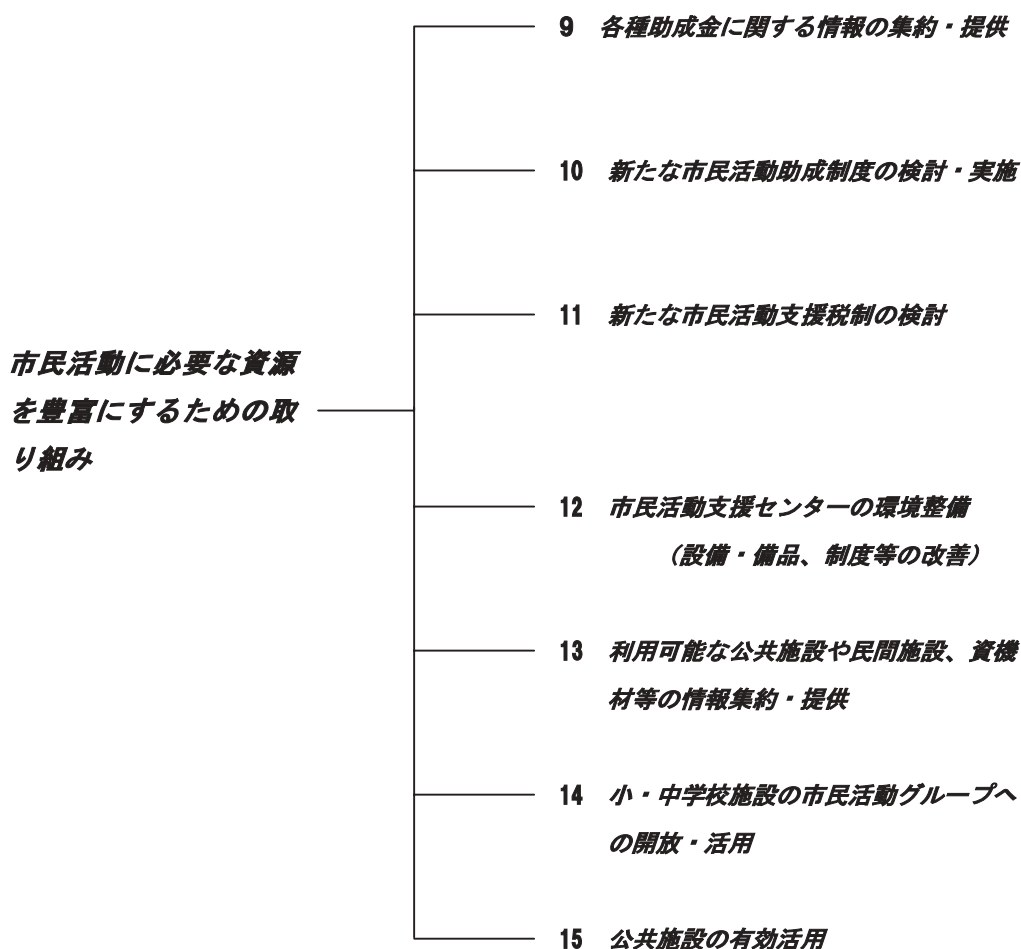
※市民活動グループの活動内容や連絡先を掲載しています。

(3) 市民活動に必要な資源を豊富にするための取り組み

【STEP 3】

市民活動を実施する上で必要な資源としては、情報、資金、人材、活動場所などがあげられます。行政としても、市民活動の自主性・自立性を損なわない範囲で、市民が多様な活動を円滑に実施するための環境づくりに重点を置いて市民活動に必要な資源の確保に努めます。

また、こうした資源の動員をめぐるには、行政以外の企業、民間団体、さらには市民の役割も重要になってきます。こうしたことから、企業や民間団体等の実施している活動資金助成制度をはじめ、施設の開放や資機材の貸与といった各種支援策を情報として収集し、提供するといった取り組みも始めます。



【 施 策 】

NO.	取り組み項目	内 容	主な関係課
9	各種助成金に関する情報の集約・提供	<p>多くの市民活動グループは組織的にも財政的にも基盤が脆弱であり、運営に苦勞しているのが実態です。このため、各種助成金に関する情報の集約と提供を行います。</p> <p>また、各種助成金は、市民活動の基盤を築きつつある市民活動グループの貴重な活動資金であり、助成金獲得が活動発展の契機となることが期待されています。</p> <p>こうしたことから、単に、助成金情報を提供するにとどまらず、身近な助成金獲得グループの情報収集に努め、助成金の活用が市民活動グループの活動発展につながるような情報提供を目指します。</p>	市民活動推進課
10	新たな市民活動助成制度の検討・実施	<p>周南市ふるさと振興財団の基本財産（3億円：周南市出資）の運用益を財源とする助成制度の拡充・有効活用を図るほか、いわゆる「ふるさと納税制度」のスタートにより寄付金を基に新たに設置する「ふるさと周南応援基金」を市民活動グループ等の行う主体的な地域づくりに対しても活用するなど、幅広い市民活動に対して、その自主性・自立性を損なわない範囲で資金助成を行う仕組みの構築に努めます。</p>	市民活動推進課 企画課
11	新たな市民活動支援税制の検討	<p>周南市市税条例では、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（NPO法人）については、市民税（法人市民税の均等割）の減免対象としていますが、その他の市民活動グループについては、特定の定めがありません。</p> <p>なお、地方税法の枠を超える独自の市民活動支援税制については、市民活動の進展状況も踏まえつつ、全国的動向を見ながら今後も引き続き検討していきます。</p>	市民活動推進課 課税課 納税課
12	市民活動支援センターの環境整備（設備・備品、制度等の改善）	<p>現行の開館時間や備品等の使いやすさ、空間のレイアウト、センターへの交通手段が限られている人の利用問題等の環境整備について検討を加えていき、利用の促進を図ります。</p>	市民活動推進課
13	利用可能な公共施設や民間施設、資機材等の情報集約・提供	<p>多くの市民活動グループは組織的にも財政的にも基盤が脆弱であり、運営に苦勞しているのが実態です。</p> <p>このため、利用可能な公共施設や民間施設、資機材等の調査を実施し、情報を集約・提供します。</p>	市民活動推進課

14	小・中学校施設の市民活動グループへの開放・活用	<p>学校施設の活用を進めることも市民活動への支援策となります。</p> <p>学校施設を社会教育で活用するための施設改善や環境づくり、体制づくり等の条件整備を検討し、学校と地域の連携・融合による開かれた学校づくりを目指します。</p>	<p>教育委員会 総務課</p> <p>学校教育課</p> <p>生涯学習課</p>
15	公共施設の有効活用	<p>公共施設については、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、より効率的で効果的な管理運営を行うことを目的に施設の設置目的の変更等をも含む見直しを進めます。</p> <p>特に、地区の特性を生かしたまちづくりの拠点となる施設として、鹿野地区においては、「コアプラザかの」を、山口県の所有する宿泊施設であった旧鹿野グリーンハイツを改修し整備するとともに、熊毛地区においても、「(仮称)コアプラザ熊毛」を、熊毛総合支所の空きスペースの活用を主体に整備し、地区住民のみならず、市民活動グループにとっても利用しやすい活動の場所の確保を目指します。</p> <p>また、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくため、広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させる指定管理者制度の導入を進めています。</p> <p>このほか、公共施設の利用申請については、インターネットで公共施設の利用予約ができる仕組みを整備し、時間・場所等の制約を受けないサービスの実現に取り組みます。</p>	<p>行政改革推進課</p> <p>企画課</p> <p>鹿野・熊毛総合支所地域政策課</p> <p>情報政策課</p> <p>全庁</p>

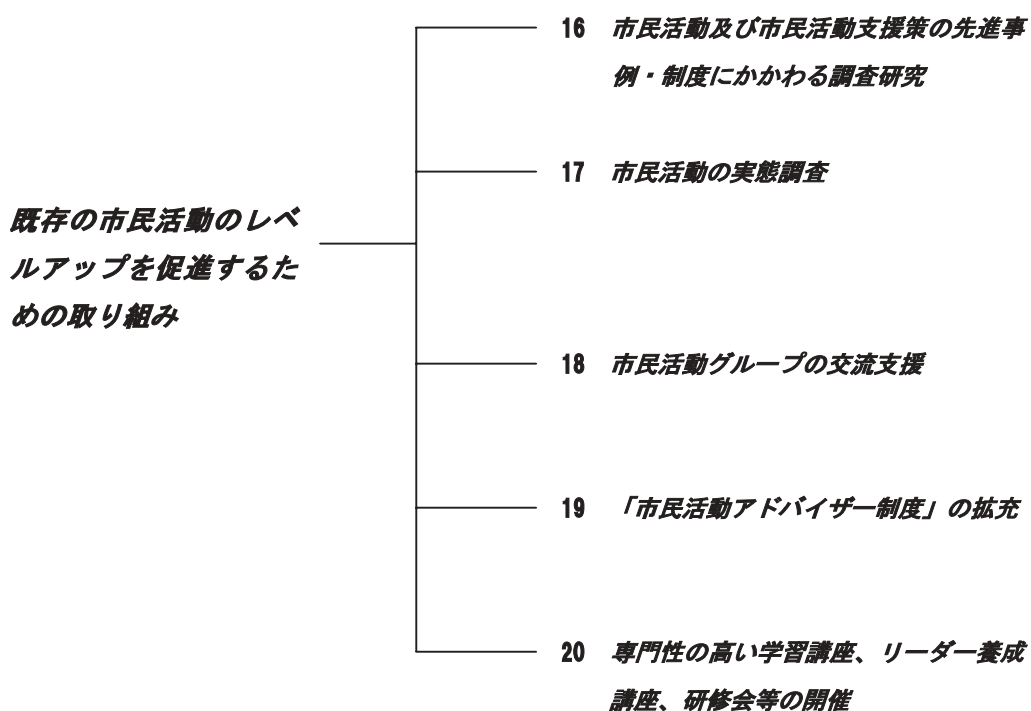
(4) 既存の市民活動のレベルアップを促進するための取り組み

【STEP 4】

すでに、ある程度の市民活動歴をもち、一定の水準に達した団体や個人にとっては、活動のマンネリ化を防いだり、活動水準そのものをレベルアップしたりすることへの要請が生じてきます。こうした問題への対応策としては、市民活動の先進事例や新たな活動の仕組みづくりに関する調査研究・学習活動や、各団体が直面している問題点やニーズの洗い出しと対応策の検討といった取り組みが必要です。これらは、必要に応じて、各市民活動グループ（あるいはそのネットワーク）で自主的に取り組むべき事項ではありますが、支援センターの調査研究機能を強化し、市民活動実態調査や先進事例の研究を推進します。

また、何よりも、小地域を活動基盤とする団体が比較的多い周南市の場合には、既存の地域住民活動と新しい自発的市民活動との接点を生み出すためのしかけを検討していく必要があります。両者が一緒に活動することによって、既存の活動を活性化させたり、当該活動への参加メンバーを増大させることも可能になってくると考えられます。これについても、基本的には、各団体が自主的に取り組んでいくことが望ましいと言えますが、異質な団体どうしの出会いの場などを市民と行政とが協働で企画し、つくり出すといった取り組みを検討していきます。

そのほか、「市民活動アドバイザー制度」やリーダー養成講座等に関しては、高い専門性に対するニーズにも対応できるよう、アドバイザーや講座に多様性をもたせるなどして、その機能と内容を充実させていきます。



【 施 策 】

NO.	取り組み項目	内 容	主な関係課
16	市民活動及び市民活動支援策の先進事例・制度にかかわる調査研究	<p>県や県民活動支援機関等と連携しながら、他市の市民活動支援センターの動向や市民活動及び市民活動支援策の先進事例等の調査研究を推進します。</p> <p>特に、市民活動支援センターが持つ現場情報を価値ある情報として発信する機能を強化します。そのため「しゅうなん元気活動支援事業補助金」の受給グループや「県民活動パワーアップ賞」の受賞グループの活動事例を収集・整理し活用を図ります。</p>	市民活動推進課
17	市民活動の実態調査	<p>市民活動グループ実態調査を定期的実施し、市民活動グループバンクを充実するとともに、問題点やニーズ、対応策等を検討します。</p>	市民活動推進課
18	市民活動グループの交流支援	<p>活動をステップアップするために、県及び県民活動支援機関等と連携し、交流機会の拡大や情報交換の場の提供などを行い、活動の横への広がりを促進します。</p> <p>また、地縁型市民活動とテーマ型市民活動との交流を促進するため、市内各地区コミュニティ推進組織の活動情報を、市民活動支援センターの掲示板や周南市ふるさと振興財団のホームページで紹介していきます。</p>	市民活動推進課
19	「市民活動アドバイザー制度」の拡充	<p>市民活動グループの組織運営等について専門的な知識をもつ人々をアドバイザーとして登録し、指導・助言を希望する市民活動グループに派遣する「市民活動アドバイザー派遣」事業の存在は重要です。</p> <p>今後は、現行の組織運営や人材育成等に関するアドバイザーに加えて、様々な市民活動分野に特有の相談に対して指導や助言を行えるアドバイザーの確保を図り、(財)やまぐち県民活動きらめき財団が実施する「県民活動出前アドバイザー制度」の活用とあわせて運用することにより、本制度の充実を図ります。</p> <p>また、これと並行して、仕事や趣味などを通じて得た知識・技術などをもち、無償で指導、助言などができる方々に登録していただく「ボランティア人材バンク」の充実を進め、必要に応じて市民活動グループに紹介していくことにより、市民が相互支援していく機運を高め、市民活動グループの多様な相談に対して、総合的に対応していく体制の整備を図ります。</p>	市民活動推進課

20	専門性の高い学習講座、リーダー養成講座、研修会等の開催	<p>様々な分野の市民活動が盛んになり、その力が十分に発揮されるためには、市民活動に参加し、担い手となる人材の育成がとりわけ重要です。リーダー養成、組織運営など、活動の発展段階に応じて、必要な力をつけることができる機会や場を充実し、人材の育成に努めます。</p> <p>また、平成19年4月に施行した「周南市市民参画条例」に基づき、市民自らがまちづくりについて考え、行動することができるように、まちづくりの会議等で中立的な立場で円滑に会議進行を行うことのできるファシリテーター（進行役）の養成を行います。</p>	市民活動推進課 全庁
----	------------------------------------	--	-------------------

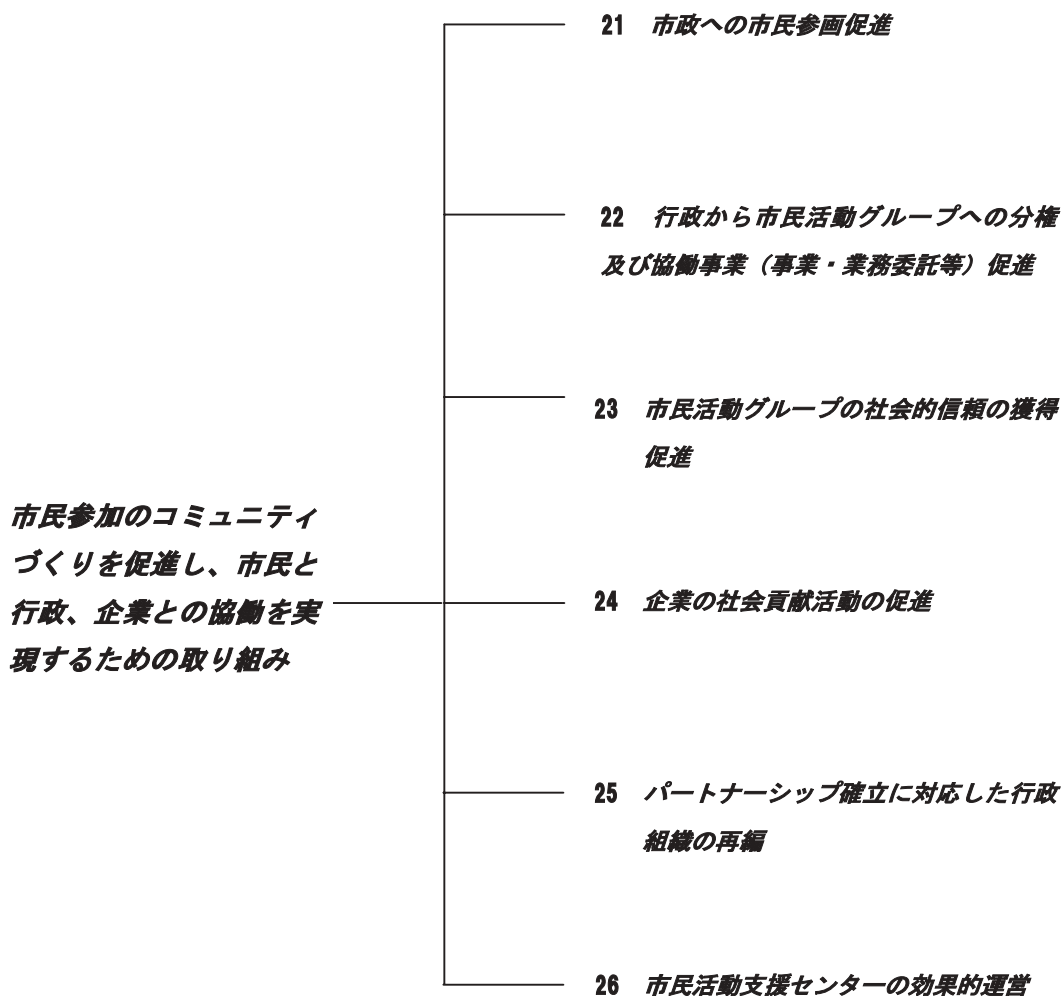


【写真】ファシリテーター養成講座

(5) 市民参加のコミュニティづくりを促進し、市民と行政、企業との協働を実現するための取り組み **【STEP 5】**

市民参加による「助け合いのコミュニティ」づくりの到達点は、多くの市民が自主的な活動に参加し、お互いに助け合いながら様々な問題解決に取り組み、行政や企業は必要に応じてそれを支援するという市民自治の成熟した社会を意味します。あるいは、市民と行政、企業とが連携・協働する社会と言い換えることも可能です。

本市においても、市民活動の自主性・自立性を尊重しつつ、市民活動との連携・協働を進めるための環境整備をしていく必要があります。このため、市民活動グループへの分権促進や、市民自治の観点から、市政に対する市民の参画機会の創出、さらには市民活動支援を円滑に行うことのできる庁内体制整備などの取り組みを進めます。



【 施 策 】

NO.	取り組み項目	内 容	主な関係課
21	市政への市民参画促進	<p>市民が市政に参画するために必要な基本事項を定め、市民と市がともに力を合わせてまちづくりを進めて行くための基本ルールとして、平成19年4月に「周南市市民参画条例」を施行しました。</p> <p>この条例に基づき、パブリック・コメント、ワークショップ、審議会の開催など、市政に対する市民の参画機会を積極的に設け、市民が持つ知識や経験などをまちづくりに生かすとともに、地域に対する市民の関心を高め、より良い、より豊かな周南市の姿はどうあるべきかについて市民と市がともに考え、その実現のために、ともに行動する地域社会の実現を目指します。</p> <p>※ パブリック・コメントとは</p> <p>市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。</p> <p>※ ワークショップとは</p> <p>市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民どうしが問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法です。</p>	市民活動推進課 全庁
22	行政から市民活動グループへの分権及び協働事業（事業・業務委託等）促進	<p>【事業・業務委託】</p> <p>事業・業務委託は、市民活動を支援することになるとともに、市民活動の活性化に寄与します。</p> <p>また、公共サービスの提供を市民に分権することで、サービスの多様化と質的な向上を実現し、効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくことができます。</p> <p>さらに、行政と市民活動グループ、企業など、多様な主体が相互にパートナーシップを確立し、公共の領域において、協働して共通の目的の実現を図るために有効な手段です。</p> <p>このため、市が行っている事業については、一層の外</p>	行政改革推進課 財政課 企画課 市民活動推進課 全庁

		<p>部委託を進めるために、継続した見直しを行い、市が実施すべきものであっても創意工夫を重ね、「外部委託推進ガイドライン」に基づき、積極的かつ計画的に外部委託を推進します。</p> <p>また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に社会資本整備を行うため、PFI事業の具体化及び積極的活用に向けた取り組みを推進します。</p> <p>※PFI (Private Finance Initiative) とは</p> <p>1990年代の初めにイギリスではじまった公共事業を行う手法で、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことをいいます。</p> <p>【補助金】</p> <p>多くの市民活動グループは組織的にも財政的にも基盤が脆弱であり、運営に苦勞しているのが実態です。このため、各種補助金は、活動の基盤を築きつつある市民活動グループの貴重な活動資金であり、補助金獲得が活動発展の契機となることが期待されています。</p> <p>また、行政が対応しにくい先駆的・実験的事業など、市民活動グループと行政の共通の目的達成のための有効な手段として考えられます。</p> <p>このため、周南市ふるさと振興財団の基本財産の運用益を財源とする助成制度の拡充・有効活用を図るとともに、幅広い市民活動に対して、その自主性・自立性を損なわない範囲で資金助成を行う仕組みの構築に努めます。</p> <p>一方、限られた財源の中で増大する行政需要に的確に対応するために、補助金について政策目的や行政の責任分野、効果等を総合的に判断し、見直しを行う必要があります。</p> <p>今後も、「周南市補助金交付基準」に基づき、公益性や交付する団体の運営の適格性等を総合的に判断し、見直しに努めていきます。</p>	
--	--	--	--

		<p>【事業提案】</p> <p>市民活動グループバンクへの登録団体数は、320団体を超え、本市においても多様で先駆的な市民活動が展開されており、市民活動グループと行政の協働の新たな取り組みが芽生え始めています。</p> <p>中でも、まちづくり総合計画「ひと・輝きプラン 周南」において、重点施策に位置づけられている「ひと・輝きプロジェクト」の公募事業は注目されます。</p> <p>これは、まちづくりとひとづくりは表裏一体という考えのもと、「ひとづくり」に関する協働施策のアイデアを、市民から募集し、採択されたプロジェクトについては、提案者をはじめとする市民と行政との協働により実現していこうとする取り組みです。</p> <p>現在、10を超える事業が展開されていますが、今後、これらの事業の課題を整理し、評価する中で、新たな市民と行政との協働事業の仕組みを検討していきます。</p>	
23	市民活動グループの社会的信頼の獲得促進	<p>市民活動を充実・発展させるためには、多くの市民の参加と協力が必要です。</p> <p>そのためには、活動資金や人材確保の課題もさることながら、市民活動グループが、活動理念や事業目的を明確化し、活動予算、事業内容や活動成果・自己評価等を公開することで、社会的信頼を獲得することが重要であり、これは、協働の促進にもつながっていきます。</p> <p>このため、情報提供事業や相談事業を展開する中で、市民活動グループの自主性、自立性を尊重しつつ、社会的信頼を深める取り組みについて、理解を求めていきます。</p>	市民活動推進課
24	企業の社会貢献活動の促進	<p>企業には、社会貢献活動への積極的な参加が期待されています。</p> <p>このため、市民活動情報の提供などを通じて、市民活動に対する支援への理解を促進するとともに、企業が行う様々な分野での社会貢献活動の事例等を情報収集し、提供するなどの取り組みを進めることにより、企業の社会貢献活動を促進します。</p>	市民活動推進課

25	パートナーシップ確立に対応した行政組織の再編	<p>【行政組織の再編】</p> <p>本市は、まちづくりの基本理念として、「市民と行政の協働によるまちづくりの推進」を掲げ、まちづくりへの市民参画を一層推進し、市民とのパートナーシップに基づいて、市民本位の施策、事業の展開を図っていくとともに、こうした取り組みを通じて、市民が責任を持ち、市民が主役であると実感できる協働のまちづくりを進めていくこととしています。</p> <p>具体的な施策展開としては、市民の市民活動への参画については、このたびの市民活動促進指針に基づき、市民の行政活動への参画については、市民参画条例に基づき、施策の展開を行うこととなります。</p> <p>このため、平成20年度に、企画課市民協働室を市民活動推進課に統合し、「市民活動の促進」と「市民参画の推進」の二つの柱により、市民一人ひとりが自立し、自らが考え、創意工夫を重ね、主体的にまちづくりを推進していくための活動環境を整えていくことにより、「市民と行政の協働によるまちづくり」（市民が主役のまちづくり）の実現を目指します。</p> <p>【職員の意識向上】</p> <p>市民活動グループとの連携・協働について、幅広い検討を進めるため、庁内で市民活動グループの活動状況などに関する情報の集約・共有化を促進することで、職員の市民活動に対する理解を深め、意識向上を図ります。</p> <p>また、平成19年4月に市民参画条例が施行されたことに伴い、今後ますます、職員には市民参画に対する深い理解と認識が必要とされます。</p> <p>このため、職員が共通の理解と意識のもとに市民参画を推進していくことができるように、職員向けマニュアルを作成して研修を実施するとともに、継続的に啓発を実施します。</p> <p>これらにあわせて、平成20年度に策定した「周南市職員（人材）育成基本方針」に基づき、OJTや自己啓発の支援などを行い、本市の求める職員像である「市民とともに、未来を見据え自ら新しいチャンスを創造する</p>	市民活動推進課 人事課 全庁
----	-------------------------------	---	------------------------------

		<p>職員」を育成していきます。</p> <p>※OJT (On-the-Job Training) とは 仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる 研修のことをいいます。</p>	
26	市民活動支援センターの効果的運営	<p>市民活動支援センターの運営については、市民活動の中核的な支援拠点として、市民活動の自主性・自立性を損なわないよう留意しながら、当面、「公設公営」の利点を生かしながら運営します。</p> <p>また、安定した組織運営のもとに、公平な支援業務を広く展開する中で、市民活動と行政とのつなぎ役などを実践しつつ、参加と協働をデザインしていく機能の向上を目指していきます。</p> <p>「公設民営化」については、これらの支援センター機能の定着状況や、運営主体となる中間支援組織の状況を見極めつつ、今後も検討を重ねていきます。</p>	市民活動推進課

おわりに

時代が大きく変化するなかで、市民のニーズは多様化し、複雑化しています。

また、環境破壊の問題や少子高齢化に伴う問題など新たな諸課題も、私たちの前に立ちほだかっています。

これまでは、行政が一元的に公益性を判断し、ルールの設定や公共サービスの提供などの形で対応してきましたが、行政だけでそうした市民のニーズや社会的課題に応えることが困難となってきており、市民、企業、行政が対等な立場に立って、それぞれの多様な価値観をベースとして、多元的に公益を担う時代に入っていると考えられます。これは、既存の組織に依存し、要求することを越えて、自立した個人として社会の改革に取り組むことが求められているとも言えます。

このような時代の中で、周南市においても様々な分野で市民活動が花開き、活発化しており、きめ細かな公共サービスの提供や社会的課題への対応の面で心強い担い手になろうとしています。また、これに加えて、多くの市民にとって自ら主体的に参画し、力や知恵を発揮して社会に貢献する、新しい活動・生きがいの場になりつつあります。

本市では、これら市民活動を支援するため様々な施策に積極的に取り組んでおりますが、市民活動の実態にあわせて、様々な模索を重ねながら取り組んでいくべき課題も少なくありません。

今後は、市民活動促進に向けて、この指針に基づき各種施策を展開するとともに、市民、企業、行政が相互の信頼と理解を深めながら、連携した取り組みを進めることで、「助け合いのコミュニティ」と市民自治文化を周南市・周南地区に創造していくことを目指していきます。